

第6次幸手市総合振興計画 基本構想・後期基本計画

2024年度▼2028年度

みんなのでつくる 幸せを手にするまち 幸手



「みんなでつくる 幸せを手にするまち 幸手」の実現を目指して

幸手市では、第6次総合振興計画において、基本構想に掲げた市の将来像である「みんなでつくる 幸せを手にするまち 幸手」の実現に向けて、市民の皆様との協働のもと、着実にまちづくりを進めてまいりました。

このような中、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症対策を契機としたライフスタイルの変化、大規模自然災害への備えのほか、カーボンニュートラルの推進、SDGsの基本理念を活用した持続可能な地域社会の構築といった、さまざまな変化が見られ、その確かな対応が求められています。



このたび、前期基本計画の計画期間終了に伴い、これらの社会情勢の変化や人口動向、前期基本計画の取組成果や市民意識調査結果などを踏まえ、令和6年度から令和10年度までに取り組むべき施策を体系化し、その方向性を明らかにした後期基本計画を策定する運びとなりました。

後期基本計画では特に、人口減少・少子高齢化に係る重点課題を解決するため、「住み続けたいまちプロジェクト」、「にぎわいのあるまちプロジェクト」、「安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト」、「ともに取り組むまちプロジェクト」の4つの重点対策プロジェクトを設定し、持続可能なまちづくりを推進していきます。

今後も、将来像の実現に向けて、より一層の強い責任感・使命感をもって行政運営に取り組み、本計画に基づき、幸手市のまちづくりに全力で臨んでまいりますので、市民の皆様、関係各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

結びに、本計画の策定にあたり、市民検討会議委員をはじめ、市民意識調査や幸手駅に掲示したQ&Aボードなどで貴重な御意見、御提案をいただきました市民の皆様や、包括的連携協定を締結している高校、大学、さらには、計画を御審議いただきました総合振興計画審議会委員及び市議会議員の皆様、心から御礼申し上げます。

令和6年3月

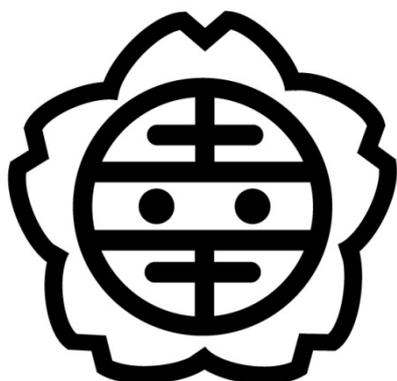
幸手市長 木村 純夫

幸手市民憲章

わたしたちは、自然と産業の調和した豊かで住みよい魅力ある郷土「さつて」を旨として、ここに市民憲章を定めます。

- 1 自然の風土を愛し、自分たちの手で美しい郷土をまもります。
- 1 おたがいの人権をみとめあい、平和な明るい郷土をつくります。
- 1 子どもから老人まで、生涯にわたってスポーツを楽しむ、健康な郷土を育てます。
- 1 まちの歴史を見なおしながら、文化財を大切に、文化のかおり高い郷土を培います。
- 1 はたらくよろこびに生き、しあわせな家庭をもとに、みんなの力を合わせて、伸びゆく郷土とともに進みます。

昭和 61 年(1986 年)10 月 1 日制定



幸手市章



市の木：榎



市の花：さくら

さくらの花びらと幸手の頭文字「幸」を図化したもの。さくらの花の美しさを象徴し、住民の融和としあわせを表現しています。

中曽根の正福寺境内に建てられている義賑窮餓の碑の傍らの榎の大木にちなみ、強靱で耐久力に富み適応性豊かな榎を市の木として制定しています。

さくらの名所幸手権現堂堤は、幸手市の古くからの大きな観光資源です。訪れる多くの人々に愛され親しまれるさくらを市の花として制定しています。

文化都市宣言

さくら 夏祭り 黄金(こがね)の波 きれいな空
古い伝統 豊かな自然が 育んだ 故郷(ふるさと)という宝物
みんなで尊(とうと)び 手に手をとつて 未来へ引き継ごう
桜堤 利根川 緑の田園 美しい街並
義人の心 先人の努力と叡智(えいち)で 築かれた 郷土の文化
みんなで護(まも)り 手に手をとつて 埼玉へ広げよう
思いやり 健康 潤い 進歩
今のわたしたちが 培(つちか)い創(つく)る 新しい文化
みんなで学び 手に手をとつて 次の世代へ伝えよう
活力ある 文化の薫(かお)りたかい わたしたちの 幸手
無限の発展を願い 永久(とわ)の平和を誓い 市制施行にあたり
幸手市を「文化都市」とすることを宣言する

昭和 61 年(1986 年)10 月 1 日制定

平和都市宣言

幸手市は次のように宣言する。
幸手市平和都市宣言
私たちの郷土「さって」は、美しい自然に恵まれ、市民の日々安らかな暮らしがその上にある。
更に市民一人ひとりが尊重され希望と誇りをもって豊かな社会を築き、次代に引き継ぐことを念願として新しいまちづくりに努力している。
しかし、いま、このかけがえのない郷土や地球上の生きとし生けるもののいのちとこれまで人々が築き上げてきた貴重な文化が、戦争によってそのすべてを失いかねない脅威にさらされている。
私たちは、戦いによって傷つけあうことの愚かさを憂えるとともに、「非核三原則」の国是を堅持して世界の恒久平和が確立されることを願い、ここに平和都市を宣言する。

平成 2 年(1990 年)4 月 1 日制定

健康ふれあいスポーツ都市宣言

幸手市は次のように宣言する。
健康ふれあいスポーツ都市宣言
私たちは、生涯にわたってスポーツに親しみ、健康な心と体をつくり、ふれあいとやすらぎのあるまち・幸手市をめざし、ここに「健康ふれあいスポーツ都市」を宣言します。
1 スポーツに親しみ、健康な心と体をつくります。
1 スポーツを楽しみ、明るい生活をおくれます。
1 スポーツを愛し、友情とふれあいの輪をひろげます。
1 スポーツを通して、ゆとりと活力のある幸手市をつくります。

平成 3 年(1991 年)10 月 1 日制定

目 次

第1編 総論

第1章 総合振興計画について.....	2
1 総合振興計画とは.....	2
2 総合振興計画の構成と計画期間.....	2
第2章 後期基本計画について.....	4
1 後期基本計画の策定について.....	4
2 計画策定体制.....	4
第3章 総合振興計画策定の背景.....	6
1 計画を取り巻く社会動向の把握.....	6
2 市の現況.....	12
3 前期基本計画の取組成果.....	18
4 各種意識調査結果.....	24
第4章 まちづくりの主な課題について.....	31

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念.....	34
第2章 幸手市の将来像.....	35
1 将来像.....	35
2 将来人口.....	35
3 土地利用構想.....	36
第3章 施策の大綱.....	39

第3編 基本計画

《はじめに》後期基本計画の構成について.....	44
《第1部》重点対策プロジェクト.....	45
《第2部》分野別計画.....	54
第1章 子育て・教育(子どもがいいきいきと育ち、子育てしやすいまち).....	59
第1節 子ども支援の充実.....	60
第2節 子育て環境の整備.....	63
第3節 学校教育内容の充実.....	65
第4節 学校教育環境の整備.....	68
第5節 青少年の健全な育成.....	71

第2章 協働・文化・人権(市民が学び、市民が活躍できるまち)	73
第1節 市民との協働の推進	74
第2節 コミュニティ活動の支援	76
第3節 社会教育の充実	78
第4節 歴史・伝統文化の継承と活用	81
第5節 人権尊重意識の高揚	83
第6節 男女共同参画の推進	85
第7節 平和・国際交流の推進	87
第3章 福祉・健康(いつまでも健康で安心して暮らせるまち)	89
第1節 地域福祉の推進	90
第2節 障がいのある人への支援	93
第3節 高齢者支援の推進	96
第4節 健康づくりの推進	99
第5節 地域医療体制の充実	102
第6節 社会保障制度の円滑な運用	104
第4章 防災・生活・環境(安全・安心で環境にやさしいまち)	107
第1節 危機管理体制の強化	108
第2節 防災体制の推進	110
第3節 防犯体制の強化	113
第4節 交通安全対策の推進	115
第5節 消費者行政の推進	117
第6節 環境保全の推進	119
第7節 廃棄物の排出抑制	122
第5章 観光・産業(にぎわいと活力あふれるまち)	125
第1節 地域の特性をいかした観光の振興	126
第2節 商工業の活性化のための支援	128
第3節 雇用と労働環境の充実	130
第4節 地域農業の推進	132

第6章 都市基盤(だれもが快適に暮らせるまち)	135
第1節 計画的な土地利用	136
第2節 豊かな住環境の整備.....	138
第3節 雨水対策の推進	141
第4節 道路網の整備	143
第5節 公共交通の利便性の確保	145
第6節 安全な水の供給.....	147
第7節 生活排水対策の推進	149
第7章 行財政(市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち)	151
第1節 情報発信・情報共有の充実.....	152
第2節 効率的な行政運営	155
第3節 健全な財政運営	157
第4節 信頼のある人材管理・育成	159

資料編

1 策定の経緯.....	162
2 幸手市総合振興計画審議会	164
3 市民検討会議	169
4 策定委員会・職員検討委員会	172
5 職員検討部会	175
6 用語集	178